

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

ある数字を探していました。すれ違う車、駐車場の車、看板。その数字を目にすれば、夢が叶うと信じていました。見つけた時、心が奮い立ったことを覚えています。これが最後と決めた税理士試験の受験番号「349」です。その時の気持ちを忘れていましたが、ある日呼び覚まされました。今まで気付かなかった「国道 349」の標識です。その日の夜、明日の税務調査に不安を感じる関与先より電話がありました。初めての税務調査の前日には、自分から電話を掛けていました。「国道 349」に気付かされた意味が分かりました。初心忘るべからず。

私の書棚より

○誰であれ他者や相手に期待する上に構築された構想は持つべきではない。他者や相手には、裏切られる可能性があるということだけではない。まずもって他者に頼ることのない自らの意思がブレナイことが先決要素だから。
○ことを成就させる者は、所詮、僕のような小物であってはいけない。ただ、僕は自信を持って、次の大物に引き継げる。そう心掛けているし、そうしてきたつもりだ。人間、引き際は肝心。

「ビルマのゼロファイター」
井本勝幸著 集広舎

税務アンテナ

□法人が株主からの借入金を放棄してもらうことにより財務状況が改善し、又、株主にとっても、法人に対する貸付金という財産が減少することになります。
この場合、法人は債務免除益を計上することになりますが、繰越欠損金の範囲内であれば法人税等の課税はありません。
ただし、債権を放棄したことにより法人の株式の価額が増加しますが、債権を放棄した後でも、法人の純財産がマイナスの場合は、債権を放棄した株主から他の株主への贈与はないものとみなされます。プラスになる場合には、他の株主への贈与とみなされ、額面金額より増加した株式の金額が110万円を超えると贈与税が発生します。
□法人が契約する定期保険やがん保険等の取扱いが改正されています。
保険期間が3年未満の定期保険又はがん保険等や最高解約返戻率70%以下、かつ年換算保険料相当額が30万円以下の定期保険やがん保険等については、支払日の属する事業年度での損金算入が認められ、最高解約返戻率が50%超の定期保険やがん保険等は最高解約返戻率の区分に応じて、保険料の一部を資産計上することになります。
この改正は、契約日が令和元年7月8日、短期払のがん保険等は令和元年10月8日以降の契約から適用されますが、これ以前に契約された保険には影響されません。
税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請
30日	○9月決算法人の確定申告 ○2年3月決算法人の中間申告 (予定申告) ○12月、2年3月、6月決算法人の消費税中間申告 (休日につき12月2日)

30日	○11月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき29日)
-----	---

今月の贈る言葉『いかなる教育も逆境に及ぶことなし』 by ディズレイリ